**平成２２年（フ）第１３８号**
兵庫県伊丹市北野３丁目56番地、前住所兵庫県洲本市安乎町宮野原1171番地３ボナール愛雅２番館202号
債務者　川本　　満
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第１３９号**
兵庫県伊丹市北野３丁目56番地、前住所兵庫県洲本市安乎町宮野原1171番地３ボナール愛雅２番館202号
債務者　川本　千明
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第１６１号**
兵庫県宝塚市光明町26番16号ブライトマンションＢ－２
債務者　志内　安里
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第１７３号**
兵庫県宝塚市中山五月台５丁目２番18―103号
債務者　大島　和子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第７５号**
山口県宇部市大字妻崎開作592番地
債務者　山根　絵梨（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２２年（フ）第１７８号**
北九州市小倉北区中井１丁目31番６号ソフィア403
債務者　米村　俊雄
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第３１７号**
北九州市若松区大字小竹1540番地
債務者　葉石　勇輝
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第３４０号**
北九州市小倉北区泉台２丁目14番14―401号
債務者　山下　美香
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第３４９号**
北九州市戸畑区牧山３－３－２正生アパート５号伊東良子方
債務者　栗林　　稔
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第３５０号**
北九州市戸畑区牧山３－３－２正生アパート５号伊東良子方
債務者　栗林　文枝
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第３５４号**
北九州市八幡西区光貞台１丁目２番２―305号
債務者　舌間真希子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第３８３号**
福岡県中間市中鶴２丁目14番31号
債務者　村田みづほ
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第３９９号**
北九州市八幡西区高江３丁目16番29号
債務者　今橋　郁雄
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第４０１号**
北九州市小倉北区江南町９番１―502号
債務者　松浦亜沙子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第７７号**
宮崎市佐土原町下那珂4377番地11
債務者　多田　真子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第７９号**
福島県郡山市大槻町字原田北14番地の８
債務者　渡部　助則
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２２年（フ）第８７号**
福島県田村市船引町春山字和久170番地３
債務者　渡邉　松江
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係